

第 102 回 金融業務能力検定（2009 年 5 月 24 日実施）

《模範解答》

・預金上級

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

成績通知は、7月1日の予定です。

社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 100 点満点で 60 点以上

【第 1 問】[解答例] （13 点）

	×	不適切な理由
(1)		
(2)	×	当該顧客が特定投資家の場合は、「契約締結前の書面交付義務」の適用が除外される。
(3)	×	適合性の原則の趣旨とは、顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適當な勧誘をしてはならないということである。知識や経験等に関係なく、すべての高齢者に対して一律の対応をすることは、この趣旨に合致しない。
(4)	×	広告におけるリスク情報は、最も大きな文字または数字と著しく異ならない大きさで表示しなければならないが、ポイント数の指定はない。
(5)	×	取引態様の事前明示義務はあるが、書面により明らかにする必要はない。

【第 2 問】[解答例] （13 点）

- (1) 氏名、住居、生年月日
- (2) 名称および本店または主たる事務所の所在地
- (3) 登記事項証明書や印鑑登録証明書等
- (4) ・200 万円超の大口現金取引
 ・10 万円を超える現金での振込や自己宛小切手の振出、当座小切手の現金支払取引
 ・本人特定事項の真偽に疑いがある顧客等との取引
- (5) 保存期間：7 年間
 保存期間の起算日：特定取引に係る契約が終了した日等

【第3問】[解答例] (16点)

(問1)

個人

被害金全額

被害金全額

補てんなし

30日

被害金全額

被害金額の75%相当額

補てんなし

(問2)

(1) 「本人の重大な過失」となりうる具体的事例

- ・ 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- ・ 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- ・ 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合

(2) 「本人の過失(重大な過失を除く)」となりうる具体的な事例

- ・ 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず変更せず、暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
- ・ 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモ等に記載し、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

【第4問】[解答例] (14点)

捜査機関等

取引の停止等

払戻しの訴えが提起されている

消滅手続

1,000

60

30

【第5問】[解答例] (13点)

(問1)

	×	不適切な理由
(1)	×	この小切手の支払呈示期間は5月18日までであるから、支払委託の取消しは、5月19日からでなければ効力を生じない。
(2)	×	甲銀行は、当座勘定取引契約に基づく受任者の義務として小切手の支払をするのであって、小切手の所持人に対して支払義務を負うものではないので、支払を拒絶することができる。
(3)	×	小切手所持人たるBが善意取得している場合は、人的抗弁は切断されるので、Aは紛失を理由として支払を拒むことができない。

(問2)

- ・当該小切手が未払いかどうかを確認する
- ・未払いであれば、直ちに支払停止の措置をとる
- ・(当該小切手の支払委託を取り消すことができるのは、甲銀行と当座勘定取引契約を結んでいる振出人Aであるので)振出人Aに事故届の提出を依頼する

【第6問】[解答例] (11点)

(問1)

- (1) 「破産法による財産保全処分中」の不渡事由によって不渡にする。「破産法による財産保全処分中」は0号不渡事由であるから、不渡届の提出を要しない。
- (2) 支払資金が不足する場合の不渡事由は、「破産法による保全処分中かつ資金不足」となり、0号不渡事由が優先するため、結果として支払資金の有無によって(不渡届の提出を要しないとの)処理方法に違いは生じない。

(問2)

当座勘定取引は、委任契約を含む契約であるから、乙社が破産手続開始決定を受けることによって当然に終了するので、甲銀行は解約依頼書の提出を受けたり解約通知を発信することなく、乙社の当座勘定取引の解約処理を行い、解約代り金を別段預金に留保し、破産管財人から請求があれば、本人確認を行って支払う。(その際には、手形用紙や小切手用紙の未使用分を極力回収することが望ましい。)

【第7問】

	×	不適切な理由
(1)		
(2)	×	法人の代理人として行った行為の効果は、代表者個人ではなく法人に帰属するので、その後に代表者が死亡してもその効果に影響はない。したがって、Aが生前振り出した小切手については、Aの死亡後に呈示されたとしても、新代表者Bの追認を受ける必要はない。
(3)	×	経理部長Cの代理権は、株式会社X社から権限を付与されたものであり、個人としてのAから付与されたものではないので、A個人が死亡しても、経理部長Cの代理権は影響を受けない。
(4)		

【第8問】[解答例] (12点)

(問1)

	×	不適切な理由
(1)		
(2)		
(3)	×	差押命令の送達を受けた場合であっても、定期預金に対する銀行の期限の利益は失われることはない。したがって、甲銀行はBからの請求に対して期限の利益を主張して支払を拒むことができる。
(4)	×	預金に対する「差押命令」では、当該預金の処分・弁済が禁止されるほか、債務者に対する差押命令送達後1週間を経過したときは、差押債権者に取立権が生じる。

(問2)

正解 2)